

事業所の更新申請について

介護保険法第70条の2等の規定により、介護サービス事業所は6年ごとに、指定（許可）の更新をする必要があります。

愛知県では、平成28年度まで、有効期限の満了する日の翌日が属する年度の前年度に更新申請の受付をしておりましたが、平成29年度以降、**有効期限の満了する日の翌日が属する日の前々月**に申請を受け付けることとします。

更新申請の受付窓口

愛知県所管の介護サービス事業所について、更新申請の受付窓口（各福祉相談センター又は高齢福祉課）は、介護サービスの種類及び実施場所ごとに異なります。具体的な窓口は、本冊子1ページと同様です。

更新申請は、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売についても、介護予防サービスを含めてすべて窓口の受付のみ（郵送不可）ですので、担当窓口事前に予約の上、来庁してください。

更新申請の日程

有効期限の満了する翌日が属する月の前々月

例1) 有効期限満了日：平成30年3月30日の事業所
⇒有効期限の満了する日の翌日が平成30年3月31日ですので、
平成30年1月に指定更新申請を行ってください。

例2) 有効期限満了日：平成30年3月31日の事業所
⇒有効期限の満了する日の翌日が平成30年4月1日ですので、
平成30年2月に指定更新申請を行ってください。

対象事業所については、各月に更新対象事業所をホームページで案内します。

注1) みなし指定事業所は、更新対象ではありません。

みなし指定事業所とは

- ・保険医療機関（病院・診療所）が行う「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・介護療養型医療施設が行う「短期入所療養介護」
- ・介護老人保健施設が行う「短期入所療養介護」、「通所リハビリテーション」
- ・保険薬局が行う「居宅療養管理指導」

注2) **平成29年4月1日以降の更新申請については、申請手数料（1サービスにつき10,000円）を愛知県証紙により納付する必要があります。**

注3) 地域密着型サービス事業所は、所在地の市町村が更新申請の窓口になります。

更新手続きに係る注意事項

(施設、居宅サービス及び居宅介護支援共通)

- 更新申請書の控えは、各事業者で責任を持って保管しておいてください。(申請後修正のあった場合は、修正後の最終申請書類を保管しておいてください。)
- 持参提出の際には、必ず提出書類の写し(控え)をお持ちください。事務手続きを効率的に行うため、捨印として代表者印が押印してある書類については、その場で事業者の方と内容を確認しながら、書類の訂正処理を行うことができることにもなります。(※ただし、修正箇所が多い場合等又はその内容によっては、その場での修正ができない場合もありますのでその点はご了承ください。)

【参考】更新申請：提出書類一覧

提出部数は1部ですが、介護老人保健施設にあつては、許可申請のため、2部となります。
申請様式については、最新のものを使用してください。

- ① 指定(開設許可)更新申請書(様式第2)
- ② 管理者 経歴書(参考様式2)
- ③ 欠格事由に該当していない旨の誓約書(別紙20-1~20-6の該当分)
- ④ 役員名簿(別紙20-7) ※管理者を含む。
- ⑤ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(更新申請用簡易様式：サービス種類別)
※申請日から7日間分を記載してください。
- ⑥ 介護支援専門員入力項目確認表(居宅介護支援事業所、特定施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に限り必要)
- ⑦ 監査又は実地指導における「改善指示事項」に対する「改善状況報告」の写し(添付資料を含む) ※更新申請日の属する月から5年前の応答月の前月分まで
- ⑧ 証紙貼付書(様式33)(1サービスにつき、10,000円分の愛知県証紙を添付してください。)(なお、同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時に更新申請する場合は、介護予防サービスに係る手数料は免除されます。※更新日が同日の場合に限ります。)
- ⑨ 更新申請の点検表(上記書類とあわせて提出してください。)

※指定更新に必要な申請書類等につきましては、高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。